

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書
 審査会(令和4年6月20日)での意見等に対する事業者の見解

番号	項目	審査会(令和4年6月20日)での意見等	意見等に対する事業者見解
1	大気質	微小粒子状物質の原因は広域な影響によるもののため、既存の大気汚染常時監視測定局(堅田局)のデータを用いればよいのではないかと。最終処分場であれば原因物質となり得るものも微々たるものである。環境影響評価にもメリハリが必要であると思うので、他の項目に重点を置くなど、一度検討いただきたい。	ご指摘のとおり、微小粒子状物質については現地調査を行わず、既存の大気汚染常時監視測定局(堅田局)の測定結果を用います。
2	騒音	道路騒音の地点を設定した理由について、搬入ルートが国道477号と国道367号しかないという前提でよろしいか。	搬入ルートは主に国道477号を通り、国道367号を経由して場内へ入るというルートです。他には、国道367号の南北側から入ってくる車両もありますが、主に国道477号からのルートになると想定しています。そのため、最も影響が多い地点で調査をしたいと考えています。
3	騒音	南側の京都市からのルートについては影響を懸念すべき建物等はないか。現況から影響が少ないことを示しておくべきではないか。	京都側については、対象事業実施区域から数キロは民家もなく、通行車両も少ないため、調査地点を選定していません。準備書においては、現状の採石場からの車両の増減も含めて、影響が大きくないということを準備書に示させていただきます。
4	低周波音	低周波音の調査について丁寧に実施する印象を受けるが、低周波音を発生させる施設として浸出液処理施設が挙げられているが、どのような設備を想定しているのか。	詳細な事業計画は今後決まっていくため、具体的な設備は未定です。低周波音の予測が必要となった場合でも対応できるように調査地点を選定しています。低周波音が発生する設備として想定されるのは、大型の送風機です。
5	低周波音	現況の施設では低周波を発生させるような設備は存在するのか。	現在の施設では、低周波音を発生させるような設備はありません。
6	水質	水質の予測に関連して、浸出液の負荷は埋め立てられる廃棄物の種類により変化すると思うがどのように予測を行うのか。浸出液の処理能力の算定にも影響する部分である。	浸出液の負荷については、類似施設であるグループ会社(三重県)の最終処分場の浸出液の濃度を参考に設定しています。なお、本事業と類似施設であるグループ会社の最終処分場の取扱い品目は同じです。

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書
 審査会(令和4年6月20日)での意見等に対する事業者の見解

資料2

番号	項目	審査会(令和4年6月20日)での意見等	意見等に対する事業者見解
7	底質	放流された浸出液処理水による河川の水質への影響を予測するため底質の項目を設定しているが、1,4-ジオキサンが含まれていないのではないか。	方法書の底質から1,4-ジオキサンの記載が漏れているため、準備書で適切に記載します。
8	地形・地質 地盤	浸出液処理設備等の位置について、A案の方が活断層に近いとの理由だけでは必ずしもB案が優位であると言い切れないのではないかと。処理水を流量の多い和邇川へ流す方が、環境負荷は少ないということであるが、処理してしまえば差はないとも言える。一方で災害・事故時の想定をすると、A案の方が優れているという印象である。B案では浸出水を標高差が80メートルもあるところを導水する必要があるし、処理設備の直上に急峻な場所があるので、土石流により被災するというリスクもある。和邇川が増水した場合には浸水のリスクもある。それに対しA案では全体的にリスクが低く、冗長性を持たせることで事故時にもリスクカバーが可能であり、安全性を担保できると考えられる。調整池も大きく、地下水の下流側でもあり、活断層が動く可能性があるにしても、リスクが低いのではないかと。地質調査で活断層の位置も判明したのであれば、直上を避け、埋立地以外で用地を検討し処理施設に充てるということで、西側水路に流すということも検討可能だと思いがいかか。	B案については国道が近く、急峻でもあるため、崩壊ということになると影響が大きいと考えられます。水処理施設に関しては、浸出液処理設備、洪水調整池、浸出液の調整槽が大きなコンクリートの構造物であることから、崩壊ということになったとしても、これらの設備で抑制ができないか検討いたします。西側の断層の直下ではない地点についても検討しましたが、断層からどれだけ距離を取れば問題ないとは言えないため、より近づくほど状況が悪いという判断のもと、方法書では距離が離れているB案が優位であると評価しました。ただし、ご指摘の点も踏まえて、どの案を採用するかについては、A案とB案で予測・評価を行い、その結果から判断いたします。なお、水質等のその他の項目でも両案の予測・評価を行った結果を準備書で示します。
9	動物	浸出液処理設備が設置される場所(B案)と和邇川の接する場所に草地が確認できるが、ここは調査地点としないのか。また、改変される土地について、草地はないという理解でよいのか。	浸出液処理設備の設置予定場所(B案)は、既に木くずの破碎処理施設等があるため、草地はありません。その他の改変場所については、大部分が採石場です。採石場では、草地と呼べる広がりを持った場所はありませんが、一部草地化している場所もあるため、調査地点として1地点を選定しました。
10	動物	改変区域の調査地点が1地点のみであり、草地性の動物が十分に把握ができるか疑問である。	ご指摘の内容を踏まえて、改変区域中央で草地化している場所にトラップ点(哺乳類・昆虫類)を1地点追加いたしました。追加地点の位置は別紙1のとおりです。

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書
 審査会(令和4年6月20日)での意見等に対する事業者の見解

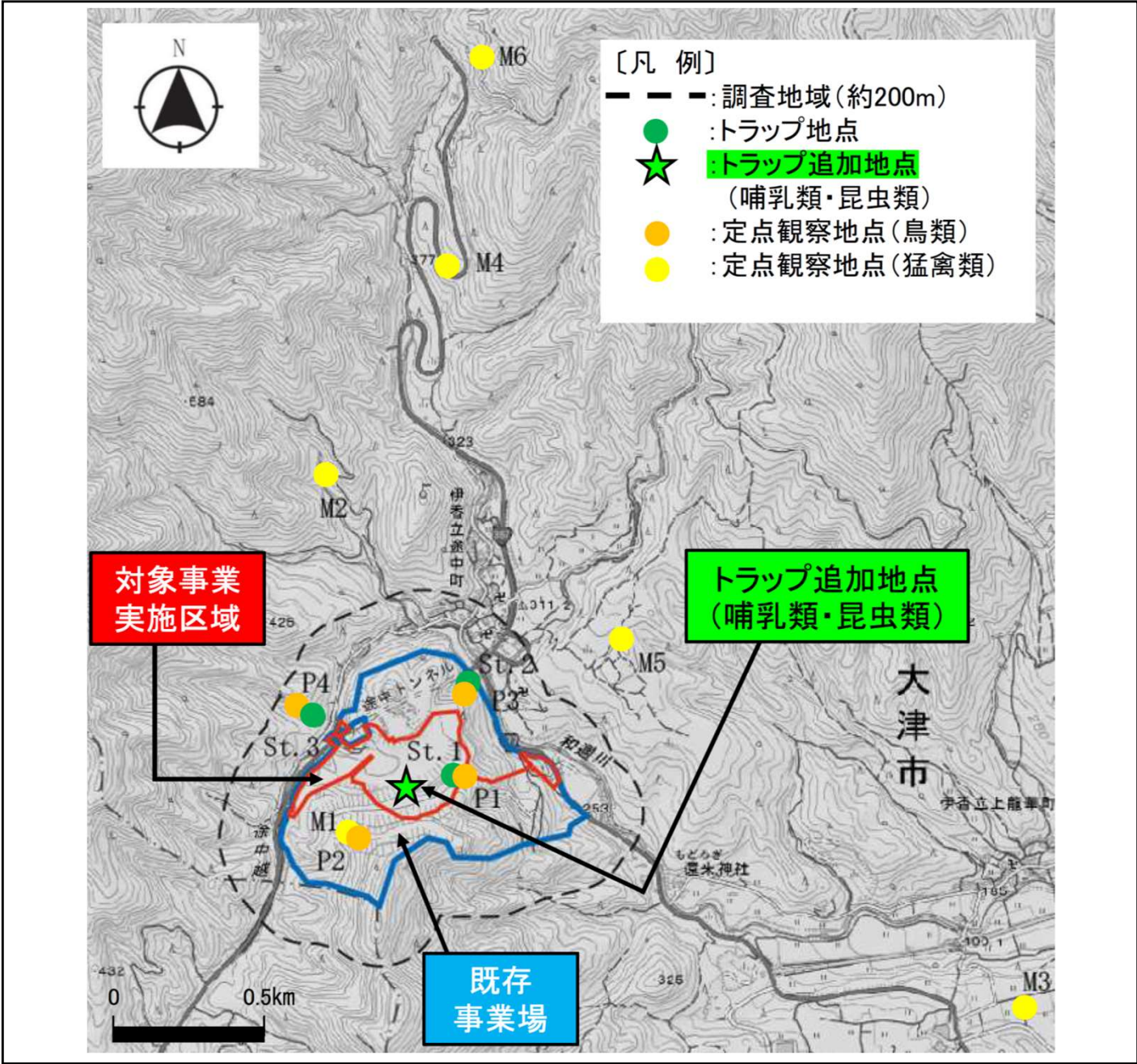
資料2

番号	項目	審査会(令和4年6月20日)での意見等	意見等に対する事業者見解
11	動物	埋立地から浸出液処理設備(B案)までの対象事業実施区域の部分について、残地森林を分断するように見える。小型哺乳類や両生類・爬虫類がこの部分を移動できないと、上の部分が完全に孤立してしまうのではないか。また、小型哺乳類などは溝等が出来てしまうと移動ができなくなる可能性があるが、その点も大丈夫か。	ご指摘のとおり、残置森林における放流管の設置方法によっては、小型哺乳類や両生類・爬虫類の移動経路の分断が懸念されます。本事業においては、これらの小動物の移動経路を確保するため、高架式の放流管を設置する計画です。
12	動物	事前自然環境調査報告書(委員限りの資料)の内容について、クマタカが事業地の近くを飛来している形跡がある。採餌のために飛来してきているのか。	現在までの調査結果から判断すると、採餌のために飛来している状況ではないと考えています。この辺りに上昇気流が発生しており、それを利用するため、飛来しているものと考えています。
13	景観	今回の事業は景観の面ではかなり特殊である。対象事業の目的の部分にも住民からの想いとして「掘削前の形状に近い状態に戻してほしい」という記載があり、埋立後は植林を行うという記述もある。景観の予測としてフォトモンタージュと比較すべきは現況でよいのか疑問である。しかし、戻すと言っても元の山体に戻すわけではなく、元に戻るとも思っていないが、事業目的に掲げているようなことを可能な限り検討したということを示すためには、採石前のものと比較すべきではないか。	景観の予測としては、現況との比較が原則ですが、ご指摘の趣旨を踏まえて可能な範囲で採石前との比較による予測・評価も実施させていただきます。
14	景観	景観の面で言えば、採石前の山の形に近づけていくということが大事であるが、地表面の樹種を含めた山肌の色彩については、周辺の山との調和という面でもかなり影響が大きい。フォトモンタージュでこの辺りをどこまで再現できるのか。	フォトモンタージュの作成においては、植樹する樹種も想定したうえで作成します。
15	景観	採石場を継続している部分も含めて、地形の復元という観点で、将来的にどこまでを見据えているのか。計画の中で将来像について言及されていると最もよいのではないか。	採石場を継続している部分については、現段階では将来計画は確定していません。

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書
 審査会(令和4年6月20日)での意見等に対する事業者の見解

資料2

番号	項目	審査会(令和4年6月20日)での意見等	意見等に対する事業者見解
16	景観	採石前の写真等が残っていないのであれば、地形図等で大まかな山容等を復元いただき、今回のフォトモンタージュと比較いただきたい。そうすることで地元の方からも評価いただけるのではないかと。	採石前の写真を探しましたが、フォトモンタージュで活用できそうな視点での写真はありませんでした。 入手できた当時の航空写真(国土地理院:昭和50年撮影、山崎砂利商店:昭和50年・昭和59年撮影)及び地形図(別紙2参照)から、大まかな山容等を復元して今回のフォトモンタージュと比較し、予測・評価を行います。
17	文化財	埋蔵文化財について、対象事業実施区域より北東約200メートルに勝華寺遺跡がある、と方法書に記載されている。埋蔵文化財は地表面ではわかりづらく、200メートルは限りなく隣接している、という評価になるが、この扱いはどのように考えているか。	事業実施区域は採石場として既に改変がされている場所です。配慮書時点でも文化財についてはご指摘をいただいております。当時確認した者に確認したところ、その時点においても文化財は発見されていません。ただし、浸出液処理設備の工事により付近を改変するため、文化財が発見された場合は速やかに大津市へ届出を行います。
18	その他	類似施設での1,4-ジオキサンの処理はどのような状況か。原水の状況が把握できていないと、処理のフローも決まらないのではないかと。	第1回審査会では、「1,4-ジオキサンの処理は、類似施設において曝気での大気拡散を行っている。」と回答しましたが、曝気処理による大気拡散処理は誤りで、凝集沈殿処理及び活性炭吸着処理による処理工程にて1,4-ジオキサンが微量ながら除去できている状況です。 過去3年(2018年～2020年)における類似施設での1,4-ジオキサンの原水濃度は、0.05未満～0.84mg/lであり、浸出液処理設備での処理後の放流濃度は、いずれも0.05mg/l未満です(1,4-ジオキサンの放流水基準:0.5mg/l)。
19	その他	1,4-ジオキサンの大気に関する規制はあるのか。	1,4-ジオキサンについては、大気に関する規制基準または指針値は定められていません。なお、労働安全衛生法に基づく作業環境測定では、1,4-ジオキサンを製造または取り扱っている屋内作業場での管理濃度として大気中の濃度10ppmが設定されています。管理濃度は、作業場所の環境状態の良否を判定する基準として設けられたものです。



陸生動物調査地点位置図

注) 本地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を加工して作成したものある。



陸生動物調査地点位置図(航空写真)

注)本画像は、株式会社 山崎砂利商店所有の航空写真を加工して作成したものある。

採石業開始(1970年(昭和45年))から約5年経過



注)本画像は、国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス(<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>)の航空写真を加工して作成したものある。



注)本画像は、株式会社 山崎砂利商店所有の航空写真を加工して作成したものある。



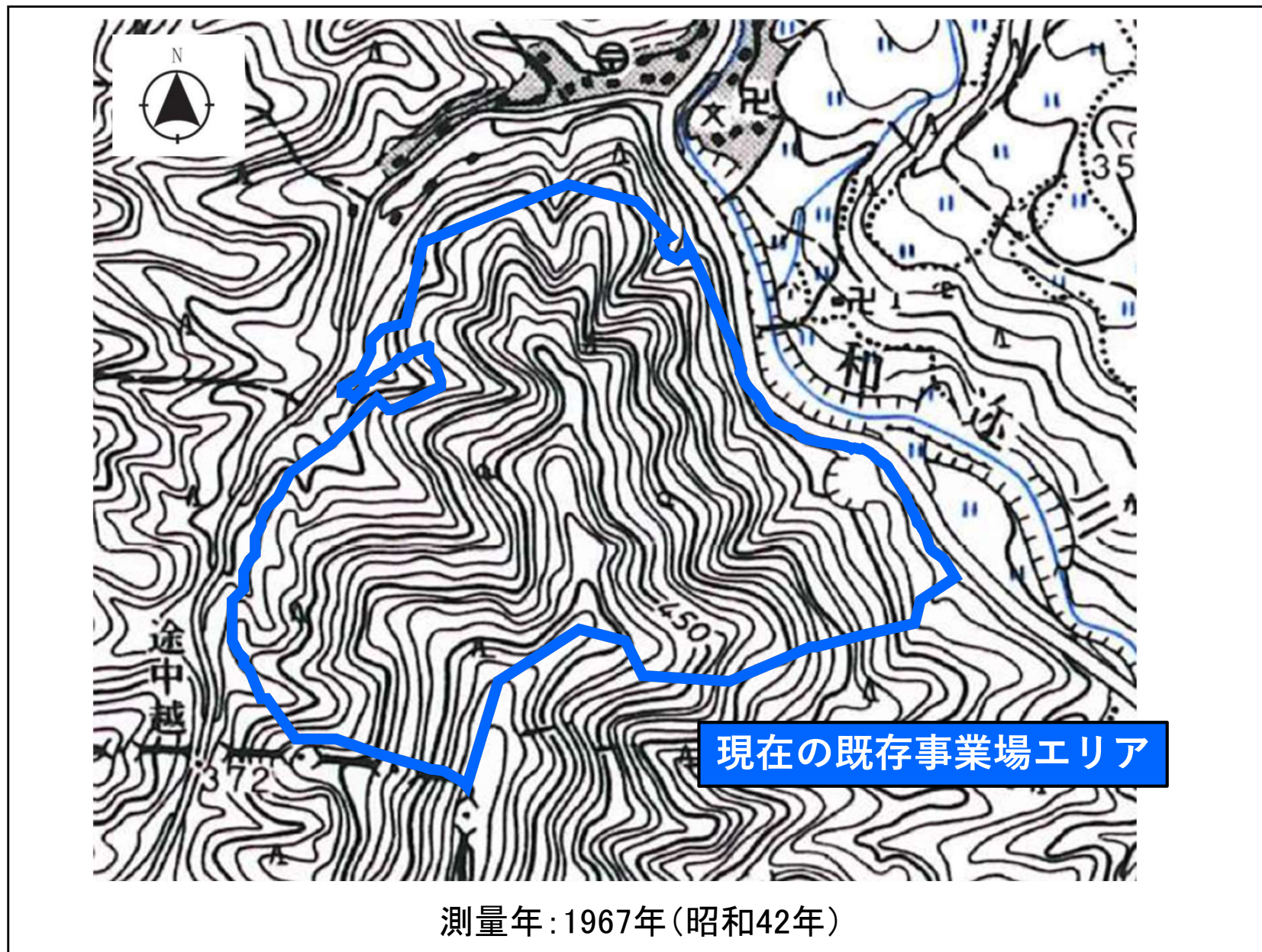
注)本画像は、株式会社 山崎砂利商店所有の航空写真を加工して作成したものある。

採石業開始(1970年(昭和45年))から約14年経過



注)本画像は、株式会社 山崎砂利商店所有の航空写真を加工して作成したものある。

採石前の地形図



注) 本地図は、国土地理院発行の2万5千分の1旧版地形図を加工して作成したものある。
図名：大原／測量年：1967年（昭和42年）／発行年月：1970年4月（昭和45年）